告示

○国家公安委員会告示第四十四号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十六日

国家公安委員会委員長　松本　純

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

1　氏名　アスラン・アヴガザロヴィッチ・ビュトゥカエフ（ASLAN AVGAZAROVICH BYUTUKAEV）

別名　(a)アミール・ハズマット（Amir Khazmat）　(b)アブバカル（Abubakar）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1974年10月22日

出生地　Kitaevka, Novoselitskiy District, Stavropol Region, Russian Federation

国籍　ロシア連邦

旅券番号　不明

住所　Akharkho Street, 11, Katyr-Yurt, Achkhoy-Martanovskiy District, Republic of Chechnya, Russian Federation

名簿に記載された年月日　2016年8月3日

名簿記載者公告番号　QI－268

その他参考となるべき事項　テロ犯罪でロシア連邦当局に指名手配された。リヤダス・サリヒン・リカナザンス・アンド・サボタージュ・バタリオン・オブ・チェチェン・マーターズ（RSRSBCM）（QE－33）の自殺大隊を指揮している。

2　氏名　アイラット・ナシモヴィッチ・ヴァヒトフ（AYRAT NASIMOVICH VAKHITOV）

別名　サルマン・ブルガルスキー（Salman Bulgarskiy）

称号　不明

役職　不明

生年月日　1977年3月27日

出生地　Naberezhnye Chelny, Republic of Tatarstan, Russian Federation

国籍　ロシア連邦

旅券番号　不明

住所　不明

名簿に記載された年月日　2016年8月3日

名簿記載者公告番号　QI－269

その他参考となるべき事項　シリア市民又はイラク市民の偽造旅券を使用しているかもしれない。レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（QE－61）の「Bulgar Group」のメンバーで、100人の戦闘員を率いている。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。

○総務省告示第三百十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　平成二十八年度豪州における実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十八年八月二十九日から平成二十八年九月十九日まで

三　派遣人数（概数）　五十人程度

四　派　遣　地　域　オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州

○総務省告示第三百十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

一　名　　称　拡大ＡＳＥＡＮ国防相会議人道支援・災害救援及び防衛医学実動演習Ｃ－１３０Ｈ空輸隊

二　国外派遣期間　平成二十八年九月二日から平成二十八年九月十日まで

三　派遣人数（概数）　十五人程度

四　派　遣　地　域　タイ王国ラヨーン県

○総務省告示第三百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

一　登録証明機関の名称及び住所

一般社団法人タコヤキ

大阪府大阪市旭区高殿二丁目五番二号　グリーンハイツ関目高殿一〇一

二　登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市旭区高殿二丁目五番二号　グリーンハイツ関目高殿一〇一

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成二十八年八月一日

○総務省告示第三百十九号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第一号の表に次のように加える。

一般社団法人タコヤキ	020

○総務省告示第三百二十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第一項の登録をしたので、同法第九十条第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十八年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

一　登録認定機関の名称及び住所

一般社団法人タコヤキ

大阪府大阪市旭区高殿二丁目五番二号

グリーンハイツ関目高殿一〇一

二　登録に係る事業の区分

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）第四条第一号及び第二号

三　技術基準適合認定の業務を行う事務所の所在地

大阪府大阪市旭区高殿二丁目五番二号

グリーンハイツ関目高殿一〇一

四　技術基準適合認定の業務の開始の日

平成二十八年八月一日